

「県内共通の判断基準」② 経理状況

- (1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である。

法 人	個 人
<ul style="list-style-type: none">・直近の事業年度の自己資本比率が0%未満ではない。(債務超過ではない。)・経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が、直近3年間に於いて全てマイナスではない。	<ul style="list-style-type: none">・直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていない。・直近3年間の所得税について、納付すべき税額がある。

* これらを満たさない場合は、中小企業診断士、又は公認会計士の経営診断書で、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できる。